

## 8 ダイオキシン類の状況

### 1 目的

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）第26条第1項の規定に基づき、環境中のダイオキシン類による汚染状況を常時監視するとともに、同法第34条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第19条第1項及び第2項の規定に基づき、ダイオキシン類の排出状況を把握するため、事業場への立入検査を実施しました。

特別措置法第27条第3項及び第28条第4項の規定に基づき、測定結果、特定施設の設置者が実施した排出ガス等の自主測定結果及び「特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」に基づく最終処分場設置者による放流水等の自主測定結果を公表します。

2 測定期間 : 令和2年4月～令和3年3月

### 3 特別措置法に基づく測定結果

#### 環境中の測定結果

##### 一般環境大気

1 地点（定点）で測定した結果、0.024pg-TEQ/m<sup>3</sup>（年平均値）であり、いずれも環境基準値（以下「基準値」という。）を下回りました。

表 - 1 一般環境大気測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>）

	測定地点	測定月日		測定結果	年平均値	基準値
1	平字揚土地内 （平第一小学校）	第1回	7月7日～7月14日	0.018	0.024	0.6以下
		第2回	12月4日～12月11日	0.030		

（注）環境基準は、年平均値で評価します。

#### 公共用水域（河川・海域）の水質・底質

##### （ア）河川の水質・底質

##### a 河川の水質

6 地点（定点）で測定した結果、0.095～0.46pg-TEQ/L（年平均値）の範囲となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表 - 2 河川水質測定地点及び結果

(単位：pg-TEQ/L)

	測定地点	測定月日		測定結果	年平均値	基準値
1	大久川（蔭磯橋）	第1回	8月3日	0.13	0.13	1以下
2	夏井川（六十枚橋）	第1回	6月16日	0.16	0.11	
		第2回	11月12日	0.051		
3	夏井川（山下谷橋）	第1回	6月16日	0.15	0.14	
		第2回	11月12日	0.13		
4	藤原川（みなと大橋）	第1回	5月18日	0.22	0.22	
5	鮫川（鮫川橋）	第1回	5月18日	0.095	0.095	
6	蛭田川（蛭田橋）	第1回	5月18日	0.46	0.46	

(注) 環境基準は、年平均値で評価します。

b 河川の底質

6地点（定点）で測定した結果、0.10～0.81pg-TEQ/gの範囲となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表 - 3 河川底質測定地点及び結果

(単位：pg-TEQ/g)

	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	大久川（蔭磯橋）	5月18日	0.81	150以下
2	夏井川（六十枚橋）	6月16日	0.12	
3	夏井川（山下谷橋）	6月16日	0.11	
		11月12日	0.10	
4	藤原川（みなと大橋）	5月18日	0.18	
5	鮫川（鮫川橋）	5月18日	0.12	
6	蛭田川（蛭田橋）	5月18日	0.30	

(イ) 海域の水質・底質

a 海域の水質

3地点（定点）で測定した結果、0.049～0.057pg-TEQ/Lの範囲となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表 - 4 海域水質測定地点及び結果

(単位：pg-TEQ/L)

	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	夏井川沖（約1,500m）	7月17日	0.049	1以下
2	小名浜港（4号埠頭先）		0.057	
3	鮫川沖（約2,000m）		0.051	

b 海域の底質

3 地点( 定点 )で測定した結果、0.15 ~ 3.4pg-TEQ/g の範囲となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表 - 5 海域底質測定地点及び結果

( 単位 : pg-TEQ/g )

	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	夏井川沖 ( 約 1,500m )	7 月 17 日	0.15	150 以下
2	小名浜港 ( 4 号埠頭先 )		3.4	
3	鮫川沖 ( 約 2,000m )		1.7	

地下水

市内を約 10km 四方のメッシュに 12 区分したうちの 4 区分( 4 地点 )で測定した結果、0.047pg-TEQ/L となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表 - 6 地下水測定地点及び結果

( 単位 : pg-TEQ/L )

	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	永崎地内	6 月 12 日	0.047	1 以下
2	内郷高野町地内		0.047	
3	川前町下桶売地内		0.047	
4	三和町差塩地内		0.047	

一般環境土壌

市内の 2 地点で測定した結果、0.00079 及び 0.0042pg-TEQ/g となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表 - 7 一般環境土壌測定地点及び結果

( 単位 : pg-TEQ/g )

	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	平薄磯字南作地内	7 月 13 日	0.00079	1,000 以下
2	永崎字川畑地内		0.0042	

## 立入検査による測定結果

### 排出ガス

対象 19 事業場のうち、立入検査した 1 事業場 1 施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0.00023ng-TEQ/m<sup>3</sup>N であり、排出基準値を下回りました。

表 - 8 立入検査（排出ガス）事業場及び測定結果

（単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N）

	事業場名	測定月日	測定結果	排出基準値
1	日本製紙(株)勿来工場 ( 廃棄物焼却炉 )	9 月 28 日	0.00023	0.1

（注）特別措置法に基づく排出ガスの立入検査対象事業場は、別添「ダイオキシン類測定結果個表」に記載してあるすべての事業場です。

### 排水

対象 10 事業場のうち、立入検査した 1 事業場の排水中のダイオキシン類濃度は、0.0070pg-TEQ/L であり、排出基準値を下回りました。

表 - 9 立入検査（排水）事業場及び測定結果

（単位：pg-TEQ/L）

	事業場名	測定月日	測定結果	排出基準値
1	東邦亜鉛(株)小名浜製錬所 ( 亜鉛回収用廃ガス洗浄施設 )	10 月 19 日	0.0070	10

（注）特別措置法に基づく排水の立入検査対象事業場は、別添「ダイオキシン類測定結果個表」に記載してあるすべての事業場です。

## 設置者による測定結果

特別措置法に規定する特定施設について、令和 3 年 3 月 31 日までに測定し、報告のあった測定結果の概要は次のとおりです（詳細は別添「ダイオキシン類測定結果個表」のとおり。）。

### 排出ガス

廃棄物焼却炉等からの排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0～1.2ng-TEQ/m<sup>3</sup>N の範囲となり、測定を実施したすべての事業場で排出基準値を下回りました。

表 - 10 設置者による測定状況（排出ガス）

施設区分	対象事業場数	対象施設数	測定対象煙突数 (A)	測定報告煙突数 (B)	測定未報告口数	測定実施率 (B/A)	基準不適合口数
廃棄物焼却炉	18	26	21	19	2	90.5%	0
その他の施設	2	7	6	6	0	100%	0
合計	20 (19)	33	27	25	0	92.6%	0

- (注) 1 1つの事業場で区分の異なる施設を複数有している場合は、それぞれに計上していますが、合計欄のカッコ内では、重複している事業所を除いた数を示しています。
- 2 測定対象煙突数は、ダイオキシン類に係る排出ガスの測定を実施すべき煙突の数です（現在休止中となっている5施設（建設中含む）については、除外しています。）
- 3 排出ガスの基準については、別添資料-2の「大気排出基準」を参照してください。
- 4 各事業場の測定結果は、ダイオキシン類測定結果個表（p30-32）を参照してください。

#### 排水

対象事業場からの排水中のダイオキシン類濃度は、0.0002～0.20pg-TEQ/Lの範囲となり、すべての事業場で排出基準値を下回りました。

表 - 11 設置者による測定状況（排水）

施設区分	対象事業場数	対象施設数	測定対象排出口数 (A)	測定報告排出口数 (B)	測定未報告口数	測定実施率 (B/A)	基準不適合口数
廃棄物焼却炉の 廃ガス洗浄施設	9	24	8	8	0	100%	0
その他の施設	3	14	1	1	0	100%	0
合計	12 (10)	38	9	9	0	100%	0

- (注) 1 ひとつの事業場で区分の異なる施設を複数有している場合は、それぞれに計上していますが、合計欄のカッコ内では、重複している事業所を除いた数を示しています。
- 2 測定対象排出口数は、ダイオキシン類に係る排水の測定を実施すべき排出口の数です（現在休止中となっている1事業場については、除外しています。）
- 3 排水の基準は、別添資料-2の「水質排出基準」を参照してください。
- 4 各事業場の測定結果は、ダイオキシン類測定結果個表（p33）を参照してください。

#### 廃棄物焼却炉に係るばいじん等

対象施設からのばいじん等のダイオキシン類濃度は、0～0.81ng-TEQ/gの範囲となり、測定を実施したすべての事業場で排出基準値を下回りました。

表 - 12 設置者による測定状況（ばいじん等：廃棄物焼却炉）

施設区分	対象事業場数 (A)	測定報告事業場数 (B)	測定未報告事業場数	測定実施率 (B/A)	基準不適合数
廃棄物焼却炉	12	10	2	83.3%	0

- (注) 1 施設の構造上、ばいじん等が排出されない3事業場は対象外としています（現在休止中となっている3事業場については、除外しています。）
- 2 ばいじん等の基準は、別添資料-2の「廃棄物焼却炉のばいじん等の処分方法を判定する基準」を参照してください。
- 3 各事業場の測定結果は、ダイオキシン類測定結果個表（p30-32）を参照してください。

4 廃棄物処理法に基づく測定結果

立入検査による測定結果

廃棄物焼却炉の排出ガス

対象 15 事業場のうち、立入検査した 5 事業場 6 施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0～4.9ng-TEQ/m<sup>3</sup>N の範囲となり、すべての施設で維持管理基準値を下回りました。

表 - 15 立入検査（排出ガス）事業場及び測定結果

（単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N）

	事業場	対象施設	測定月日	測定結果	維持管理基準値
1	いわき大王製紙(株)	3号焼却炉	12月24日	0.0015	0.1以下
2	有機合成薬品工業(株)常磐工場	廃液焼却炉	12月7日	0	1以下
3	(株)クレハ環境	7号焼却炉	6月3日	0.0010	
		8号焼却炉	11月6日	0.000066	5以下
4	(株)ケミクレア	液中焼却炉	7月28日	0.00000072	
5	(株)トラスト環境	焼却炉	6月23日	4.9	

（注）廃棄物処理法に基づく排出ガスの立入検査対象事業場は、別添「ダイオキシン類測定結果個表に記載してある『規模・能力』が200kg/時以上の施設を有する15事業場です。

廃棄物最終処分場の放流水

立入検査した3事業場3施設（一般廃棄物最終処分場1施設及び管理型産業廃棄物最終処分場2施設）の放流水中のダイオキシン類濃度は、0.000015～0.00065pg-TEQ/Lの範囲となり、すべての施設で維持管理基準値を下回りました。

表 - 16 立入検査（放流水）事業場及び測定結果

（単位：pg-TEQ/L）

	事業場	対象施設	測定月日	測定結果	維持管理基準値
1	クリンピーの森	一般廃棄物処分場	9月17日	0.000015	10以下
2	三山クリーン(株)	兎沢・大端処分場		0.00065	
3	ひめゆり総業(株)	町田・平太郎処分場		0.000020	

設置者による測定結果

一般廃棄物最終処分場の放流水及び地下水

市の施設である一般廃棄物最終処分場のダイオキシン類濃度は、放流水が0.0000066～0.032pg-TEQ/L、地下水が0.048～0.15pg-TEQ/Lの範囲内となり、維持管理基準値を下回りました。

表 - 17 一般廃棄物最終処分場の設置者による測定結果

(単位：pg-TEQ/L)

	最終処分場名		測定月日	測定結果	維持管理基準値
1	クリンピーの丘	放流水	9月14日	0.00017	放流水：10以下 地下水：1以下
		地下水(上流)	9月14日	0.048	
		地下水(下流)	9月14日	0.048	
2	クリンピーの森	放流水	4月20日	0.0000066	
			6月8日	0.000011	
			8月24日	0.000020	
			10月12日	0.011	
			12月14日	0.0000090	
		2月1日	0.032		
		地下水(上流)	9月29日	0.15	
地下水(下流)	8月24日	0.054			

(注) 1 放流水の基準値は、「特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号)」に基づく維持管理基準値です。

2 地下水の基準値は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年12月27日環境庁告示)」に基づく環境基準値です。

産業廃棄物最終処分場の放流水及び地下水

対象12処分場におけるダイオキシン類濃度は、放流水が0~0.00080pg-TEQ/L、地下水が0.047~1.0pg-TEQ/Lの範囲内で、すべての施設で維持管理基準を満たしました。

表 - 18 産業廃棄物最終処分場の設置者による測定結果

(単位：pg-TEQ/L)

	最終処分場名		測定結果	測定月日	維持管理基準値
1	ひめゆり総業(株) 町田処分場	放流水	既存	0.00024	放流水：10以下 地下水：1以下
			新設	0.000078	
2	平太郎処分場	地下水	上流	0.077	
			下流	0.10	
3	三山クリーン(株) 兔沢地内	放流水	0.000024	1月15日	
			地下水		
4	大端地内	地下水	下流	0.064	
			放流水	0	
5	三山クリーン(株) 湯ノ岳地内	地下水	上流	0.066	
			下流	0.069	
6	(株)クレハ 桜町処分場	地下水	下流	0.85	6月1日
			放流水	0.000087	6月2日
7	(株)クレハ 広町処分場	地下水	上流	1.0	6月1日
			放流水	0.000066	8月3日
			下流	0.22	8月13日

			下流	0.75	6月1日
				0.19	8月13日
8	堺化学工業(株) 旧内郷処分場 新内郷処分場	放流水		0.000069	7月20日
9		地下水	下流	0.065	
10	堺化学工業(株)渡辺処分場	放流水		0.000066	7月20日
		地下水	上流	0.11	
			下流	0.074	
11	常磐共同火力(株)添野処分場	放流水		0.00019	12月15日
		地下水	上流	0.067	
			下流	0.067	
12	(一財)福島県いわき処分場 保全センター	放流水		0.00080	10月29日
		地下水	深井戸	0.047	
			A・B	0.048	
			C	0.047	
	浸出液	A・B・C	0.0012		

(注)1 放流水の基準値は、「特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号)」に基づく維持管理基準値です。

2 地下水の基準値は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年12月27日環境庁告示)」に基づく環境基準値です。

3 複数の施設の放流水が同一排水口から放流される処分場については、施設区分の中央に測定結果を記載しました。

4 浸出液の測定は、地下水にダイオキシン類の影響を及ぼさないことを確認するために実施したものであり、浸出液に規制基準はありません。

## 5 今後の対応

今後ともすべての規制対象事業場に対して、適正使用及び維持管理等の徹底に係る監視・指導を継続していきます。